

経済史 2 (経済史 B) 平成 17 年度京都大学経済学部講義 (担当:坂出健)

教材 8.1 (2005 年 11 月 22 日)

[第 2 部 第一次大戦後のパクス・ブリタニカ解体過程] のポイント

- ・ 1933 年 7 月 世界経済会議失敗 世界経済の各ブロックへの分断明確化
世界経済はスターリング・ブロック等経済ブロックに分裂。

1933 年 7 月世界経済会議失敗以降の時期において、米英独の政府・企業間の経済関係はどうなっていたのか？ BIS を通じた中央銀行間協力は継続したのか？

- ・ BIS 存続をめぐる米財務省 (モーゲンソー・ホワイト) と米経済界の意見対立の行方は？ - BW システム発足をめぐって
- ・ ナチス・ドイツ躍進に対する米英の対応
なぜ、チェンバレン内閣は、宥和主義外交を続けたのか？
- ・ ドイツとの戦争 = アメリカからの借款の必要性和対米依存
アメリカの経済的リーダーシップ (具体的には門戸開放要求の受け入れ等) の受け入れ
- 英は経済的独立性の喪失を恐れ、アメリカへの財政的依存回避。

1940 年 5 月 ドイツ、フランス侵攻

- ・ 対独強硬路線提唱するチャーチルが首相に就任 - 「バトル・オブ・ブリテン」へ
- ナチス・ドイツのフランス侵略に対して、アメリカの財政援助 (武器貸与援助) 受け入れ、対独本格参戦するかどうか？
- ・ ドイツ軍フランス占領後の独米英経済関係は断絶したか？

[第 3 部 第二次大戦の起源・運営・帰結]

第 8 講 第二次大戦の起源・運営・帰結 (1)

【 1 】 Trading with the Enemy (対敵国取引) ? - ナチス政権とアメリカ資本

チャールズ・ハイアム 『国際金融同盟 - ナチスとアメリカ企業の陰謀』 (マルジュ社、2002 年) 原著
Trading with the Enemy, 1983.

なぜ、どうやって、ドイツ軍は連合軍と長期にわたり戦争が出来たのか？

「対敵国取引法第三項 (a) による一般許可

...(中略) ...アメリカ合衆国大統領である、フランクリン・D・ルーズヴェルトは左記の事項を命ずる。
対敵国取引法第三項 (a) により禁止されていた敵国との取引または取引行為を、修正された如くここに一般許可するものとする。ただし、かかる取引または取引行為は、修正された如く、財務長官が条令、裁定、指令、認可もしくはそれ以外の方法を用いて承認するかまたは大統領命令 8 3 8 9 号により承認

されることを条件とする。

フランクリン・D・ルーズヴェルト

財務長官 モンゲンソー・ジュニア

司法長官 フランシス・ビドル

1941年12月13日」 財務省の特別許可により可能

(1) スタンダード石油

・世界最大の石油会社

会長ティーグルは、アメリカン・イー・ゲー（戦時中は GAF）の取締役 - イー・ゲー・ファルベンと取引関係（スタンダード石油とイー・ゲー・ファルベンの協調関係 世界の石油・化学に影響力・技術協定）

・テトラエチレン鉛（爆撃機飛行に不可欠） - スタンダード石油・デュポン・GM だけが権利を有する。スタンダード石油のイギリス系列会社エチル社を通じて、ドイツ空軍に供給（ティーグルは日本にもテトラエチレン鉛を供給）

・合成ゴム - 真珠湾攻撃まで、ヒトラーに供給

・ディロン・リード商会共同経営者ジェームズ・フォレストル（米初代国防長官） GAF 取締役に

・戦時中の GAF 押収問題

・サリバン・アンド・クロムウェル法律事務所のジョン・フォスター・ダレスを弁護士とする外国資産管理局への訴訟

(2) チェース・ナショナル銀行

開戦以前 - マルク買い・ドル売り取引

フランス占領後 - パリ支店で業務継続

・フォン・シュレーダー

(3) GM 社とフォード社

西牟田祐二『ナチズムとドイツ自動車工業』（有斐閣、1999年）参照

(6) BIS の位置

マッキトリック総裁（アメリカ人）の下

ヘルマン・シュミッツ（イー・ゲー・ファルベン社長）、クルト・フォン・シュレーダー（銀行家）、フンク（ドイツ帝国銀行総裁）が復員をつとめる。

1938年3月 ドイツのウィーン進軍（オーストリア所有の金塊はドイツ軍が略奪し、BIS に送られる） 以後、チェコ金塊問題・ベルギー金塊問題

反 BIS 勢力 - モーゲンソー財務長官 - 財務省秘密検察局・特別捜査チーム

【2】アメリカ孤立主義と武器貸与法のメカニズム

35年中立法成立

~ 39年中立法改定(C&C 継続)

40年11月大統領選挙

ナチス・ドイツの台頭

欧州開戦

仏陥落・バトル・オブ・ブリテン

41年3月武器貸与法

[1] 立法の制定と現金自国船主義

「孤立主義」(isolationism): 時期を追って意味が変遷

元来: 18世紀末ワシントンが提唱した非同盟主義

モンロー主義: アメリカ大陸へのヨーロッパ諸国による干渉反対の原則

1930年代: アメリカ大陸を自己の勢力圏としその防衛に専念する政策

アメリカ大陸主義者 平和主義者 反帝国主義者が混在

(1) ジョンソン法(Johnson Act) 1934年

・第一次大戦時の対米債務支払いを完遂しない外国政府に対する資金融通は一切おこなわない イギリスに適用

(2) 35年中立法

34年5月28日 議会「一定の状態のもとで、合衆国における兵器あるいは軍需品の販売を禁止する共同決議案」

35年8月31日 中立法(ジョイント・リザルション 67)

交戦諸国への武器輸出の禁止

米国船の戦闘海域への立ち入り禁止(自国船主義)

米国商品を交戦国へ輸出する場合には輸出以前に支払いを受けること(現金主義)

- ・大統領が明白な軍事的用途をもつ品目を、戦争手段のリストのなかで特別に宣言
- ・イタリアのエチオピア侵略の直前に制定

[孤立主義者] 枢軸諸国と英仏との戦争にアメリカが巻き込まれないように

: 一次大戦時イギリスはアメリカ国内での外債応募を許可され、その手段によりアメリカから軍需物資・食糧の輸入賄う 戦債未回収問題

この反省からアメリカは (「現金・自国船主義」(Cash and Carry: C&C)を前面に

金融上の支援避け、現金支払いを強制

イギリスは、アメリカでの外債応募・アメリカ政府からの借款も期待できず。

(2) 中立法改定プロセス

36年、 ルーズヴェルト再選

・孤立主義者に反対されない形で国防力強化を開始

海軍力の増強

航空機生産工場を政府の援助で大增設

・財界の反ニューディールの動き

37年8月 景気後退

ルーズヴェルト自身、経済の回復をもうニューディールの強化ではかっっていく自信がもてなくなっていく。

36年中立法改定

・大統領に中立法を発動すべき戦争かどうかを認定する権限が認められる。

37年中立法改定

・交戦国でも、現金で自国船で運ぶなら武器販売も可(現金払い・自国船条項)とされた。

39年11月中立法改定

・武器禁輸条項()撤廃。

・現金自国船主義()・ジョンソン法による借款制限残る。

イギリス:ヨーロッパ大陸がナチスにより封鎖されアメリカの物資に依存

C&C 政策は、イギリスから金・ドル準備、在米ドル資産を吸い上げるパイプとして機能

[2] 武器貸与法制定

(1)武器貸与法

武器貸与法(Lend Lease Act):フランスの敗北・イギリス大空襲につぐ第二次大戦の「第3の頂点」(チャーチル)

1941年3月11日成立:英米間の「不文同盟」(Common-law Alliance)

「国際主義者」(連合軍積極援助論者)の「孤立主義者」(中立厳守論者)に対する勝利

武器貸与法 真珠湾攻撃の責任問題 原爆投下問題

・アメリカの参戦の原因と過程などをめぐり第二次大戦後米議会で調査、歴史家の研究

FDR 政権の公式見解:「対英全面援助による参戦回避政策」

×

「修正派」(Revisionist):参戦回避策との見解を全面的に否定

イギリスの危機は虚偽

法案成立により大統領に参戦権限を委譲

(2)FDR 三選 (40年11月)

39年9月1日 ヨーロッパ開戦

39年11月 中立法改定「現金自国船方式」

40年5月 ドイツ、仏攻撃と電撃的勝利

40年5月15日 チャーチル英首相に就任

・FDRに「非交戦国援助」を要請

・FDR 援助を承諾

議会に追加軍事予算を

40年5月 ルーズヴェルト - 「航空機年産5万機増産計画」

40年8月(～9月) 「バトル・オブ・ブリテン」(独空軍の英本土大爆撃)

40年8月 米英両国軍参謀の協議が開始 - 武器規格統一など

40年11月 FDR、大統領選挙で三選

大統領公約「アメリカは参戦せず、イギリスに兵器を与えて対独戦争を続けさせる」(「不参戦・対英援助」を公約) 孤立主義者、全面的対英援助に賛成。以後、イギリスの戦争はアメリカの兵器に依存していく。

(3)FDR の武器貸与方針

40年夏 バトル・オブ・ブリテン(イギリス大空襲)

40年9月27日 日独伊三国同盟成立

40年11月頃 イギリスの対ドル信用破産に瀕することが判明

40年12月8日 チャーチル - ルーズヴェルト書簡 - 米国の援助の要請 - 「兵器購入資金がなくなった」と訴え。

40年12月17日 FDR 記者会見:イギリスの自国防衛に対する支援の重要性

40年12月29日 FDR「国家の安全に関する炉辺談話」

「アメリカは民主主義の兵器廠(great arsenal of democracy)となる」(武器貸与方針)

41年1月6日 年頭教書

アメリカの防衛圏を従来の西半球からイギリス(英、英帝国)含む領域に拡大

・伝統的な「アメリカ大陸主義」からの逸脱

ナチス・ドイツとの宥和主義による平和の否定

:従来の外交政策からの大転換

国内の生産体制の全面的な戦時型への転換

41年年頭予算教書では、軍事費を前年比67%増要求

(4)武器貸与法制定過程

推進派

40年12月8日～投資銀行家協会(Investment Bankers Ass.)年次大会

・全米産業審議会会長ジョーダン「我々の援助によってイギリスが勝ち残ったとしても、経済的に逼迫し、権威を著しく失墜するであろうから、同国が長年世界に占めてきた支配的地位を回復し、維持できるとは考えられない。せいぜいイギリスは新しいアングロサクソン帝国 Anglo-Saxon imperialism のジュニアパートナーとなり、その重心は合衆国の経済資源と陸海空軍力にあるであろう」

41年1月末 ニューヨーク商業会議

・J.P.モルガン商会副理事ラumont:全面援助はイギリスの戦勝をもたらすとして法案の早期可決を希望

41年3月 武器貸与法成立 「ジョンソン法」(対英兵器購入ローンを禁じる)

上院 60×31 下院 317×71

(3)武器貸与援助の本格化

41年3月11日 法案成立と同時にイギリス・ギリシアへの適用決定

41年4月～ 対英武器貸与法援助がフル回転 - イラン・エジプト・中国・ソ連に順次適用

イギリスを対米支払い困難から解放(C&C政策からの解放)

参戦前段階において、FDR 政権が「西半球の防衛」という論理を越えて、軍事援助を手段としてグローバルな形で枢軸国と対決(反枢軸のグローバルポリシー)

と同時に、武器貸与援助は単なる軍事援助ではなく、**それを交換条件としてアメリカの戦後経済秩序の受け入れを供受国に迫るものであった。**

武器貸与援助:「枢軸国の攻撃に対して英帝国を防衛すると共にその解体をはかる二重の意味でのグローバルポリシーの原型」(油井(1972)) 武器貸与協定をめぐる英米交渉・角逐が開始

41年7月 ケインズが訪米し武器援助協定交渉はじまる。

・焦点は、武器貸与協定第7条「相手国からの輸入に対する差別撤廃」規定

41年8月 大西洋会談:ルーズヴェルト×チャーチル

・戦争目的と終結のためのルールを明示した「大西洋憲章」発表

英「大英帝国・特惠関税保持」×米「オープン・ドア要求」

英米間の対立がどのように調整され戦後の経済秩序をめぐる構想が成立するか?

【参考文献】

油井大三郎「武器貸与法と反ファシズム連合の形成」(『歴史学研究』第387号、1972年8月)

坂井昭夫『国際財政論』(有斐閣、1972年)